

みんなの ほけんしつ



恵庭市立柏小学校
令和7年 4月28日(月)
NO.2 (保健室の使い方)



担当：服部（はっとり）

入学式・始業式から、あっと言う間に4月末です。中庭の桜も花開く予感がする今週。
今日は、「ほけんしつの使いかた」について伝えます。

だれが使えるの？

だれでも使えるばしょです。⇒「みんなのほけんしつ」
だけど、けがやたいちょうのわるさによっては入って
きたじゅんばんに声をかけられないときもあります。



いつ使えるの？

こんなときは来てくださいね。

- ◆けがをした
- ◆たいちょうがわるい
- ◆なにか話したいことがある
- ◆きがえがひつようになった など

ドアをノックします。
「〇年〇くみの
□□□（なまえ）です。
△△△なので
ほけんしつにきました。」
と、言えたらバッチリ
です！



【おねがい】

- ・ たんにんのせんせいに、ほけんしつへ行くことを伝えてから来てください。
- ・ ここは病院ではないので、お家でのけがは、お家の人にみてもらってくださいね。
- ・ 学校に来るまえに、たいちょうがわるければ、お家の人につたえてきましょう。

ほけんしつで守ってほしいルールがあります①（けがなどのとき）

- ◆けがやたいちょうのわるさをおしえてください。
- ◆ばんそうこうや体温計をかってに使いません。
- ◆  がいないときは、しょくいんしつの先生に、こえをかけましょう。

ほけんしつで守ってほしいルールがあります②（大・昼休み）

- ★  がいるときは、出入り自由です。
※カーテンが閉まっているときは、ごめんなさい…。
- ★元氣よくあいさつをしましょう。「しつれいします」「こんにちは」「あそびにきました」
- ★ぬいぐるみや本は、やさしいきもちで使いましょう。
- ★使ったものは、かたづけましょう。

（今年度も柏っ子みなさんと、楽しい時間を
いっしょにすごせたらうれしいな♡）

★学校でけがをしたときに使える保険です★

独立行政法人

日本スポーツ振興センター「災害共済給付」制度

もしも、学校の管理下における災害（負傷等）が起きた場合、治療費や見舞金が給付される公的共済制度です。

★学校の管理下★

- ・授業中
- ・休み時間
- ・校外学習
- ・登下校

★給付対象★

病院等で支払う金額が
1,500円以上
(保険診療本人負担3割の場合)



※小児科・整形外科・整骨院・歯科等の窓口で支払う金額です。薬局分は、上記の金額に含まれません。

※生活保護法による保護を受けている世帯に属する児童に係る災害については、医療費の給付は行いません。

★手続きの流れ★

学校管理下のケガ



病院受診



給付対象時



各書類の依頼



学校に提出

学校管理下のケガで病院受診する・した場合は、
学校に連絡をください。(自己申告制)

※「学校のケガです」と支払い窓口で伝えておくと、よろしいかと思います。

学校から必要な書類を封筒に入れてお渡します

1. 「災害給付金口座振込み依頼書兼同意書」(保護者記入)
 2. 「医療等の状況」(受診先の病院等で記入してもらうもの)
 3. 「調剤報酬明細書」(調剤薬局で記入してもらうもの)
- ※「治療用装具明細書」(装具を購入した場合のみ)

(注意) 給付の申請には、時効があります。
受診した月から2年間請求を行わなかった場合、給付が受けられなくなります。必要な書類は、速やかに提出してください。不明な点は、学校までお問い合わせください。

